令和７年度第２回坂東市まち・ひと・しごと創生有識者会議
記録（概要）

【日　時】令和７年１１月２７日（木）　午後２時５０分～３時４０分
【場　所】坂東市役所３階　大会議室
【出席者】
〇座　　　　　長　上坂理一委員
〇座長職務代理者　石山巌委員
〇委　　　　　員
　古谷直美委員、板垣正美委員、鈴木篤委員、永田和基委員、川島仁一委員、
　鈴木久美子委員
　（欠席　飯塚利幸委員、石塚真梨子委員）
〇事務局
　青木企画部長
　企画課　篠塚課長補佐兼係長、川澄主幹、中山主幹

【内　容】
１　開会（午後２：５０）
　・議事に入るまでの進行：企画課　篠塚課長補佐兼係長
　・委員の交代がありましたため、委嘱状を交付しました。
　　（鈴木篤委員、永田和基委員）
　・意見交換の時間確保のため、委嘱状は机上配布といたしました。
　・新しい委員の皆様をご紹介いたしました。

２　あいさつ（上坂座長）
　皆様、ご多用のところ会議にご出席いただき、ありがとうございます。
　今回の第２回会議では、第２期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証について、第３期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について、企業版ふるさと納税の効果検証について、の３点に関する討議が予定されております。
　皆様におかれましては、活発にご意見をお寄せいただき、この会議を実りある議論の場としていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
　本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

３　議事
（１）議事第１号
『第２期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証について』
　・資料１に基づき、第２期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略で設定した数値目標の達成状況や、それを受けた第３期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針について説明しました。

（２）議事第２号

『第３期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について』

・資料２及び参考資料に基づき、令和８年度からの新たな計画となる第３期坂東市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案について説明し、ご意見を頂戴しました。

●質疑応答

[1] 第２期総合戦略の効果検証と第３期総合戦略の関連付けについて [2] 第２期総合戦略の効果検証結果に基づく立案について
第３期総合戦略の素案について、第２期総合戦略の効果検証結果に立脚して書かれたものではなく、新たに書かれたものであるように読めますが、どのような建て付けになっているのでしょうか。 また、ＰＤＣＡサイクルがきちんと回っていると確認できるよう、ＫＰＩについても含め、第２期総合戦略ではこのようになり、そのため第３期総合戦略ではこのようにする、というような形にするとよいのではないでしょうか。

⇒（事務局）

第３期総合戦略の素案は国基本構想に沿って項目立てをしており、国側の構成が以前の計画から大きく変更されているため、市の素案においても、第２期総合戦略から大きく構成を変更しております。その中で、第２期効果検証において弱みが見受けられた少子化対策や生活環境の分野について、対応する基本目標１の項目に厚みを持たせるなど、効果検証結果を反映しております。

ご意見を踏まえ、最終案を検討する際には効果検証結果との関連をより明確に示すよう改善いたします。

[1] 坂東市の公共交通、特に高速バスについて [2] 公共交通機関に対する補助金について
利便性の高い公共交通が課題であり、特に東京都心へのアクセスが大変です。10年ほど前には高速バスが出ていたということなので、同様のものがあるとよいのではないでしょうか。 また、公共交通事業者に対する自治体からの補助金については、周辺自治体も含めてどのような状況にあるのでしょうか。

⇒（事務局）

東京駅行きの高速バスにつきましては、利用者数の減少により廃線となった経緯があります。

将来の公共交通インフラの整備につきましては、まず地下鉄８号線の誘致において、市商工会のご協力を賜りながら国への整備要望を継続しており、今年度も要望活動を実施いたしました。その他、公共交通インフラに関しては、市内でコミュニティバスやデマンドタクシーを運行しておりますが、今後は坂東パーキングエリアに併設予定のハイウェイオアシスにおいて、高速バスも含めた公共交通インフラについての検討が担当課において行われる予定です。

公共交通事業者への補助金につきまして、本市以外の自治体の状況につきましては、手元に情報がございません。本市においては、市内で運行しているバス

事業者に対し補助金を支払い、公共交通の維持を図っております。

［1］ 農業における気候変動対応について
基本目標２の「稼ぐ力」について、本市の基幹産業の一つは農業であると思いますが、気候変動の影響により、今夏の猛暑のような異常気象とそれによる農業への影響は今後も続いていくものと考えられます。 そうした状況に適応した農業に向けて、「新結合」の考え方に沿って国や県も含めた多様な主体と連携し、気候変動に対応した新品種の開発に取り組む等の対策を講じなければ、「稼ぐ力」が危うくなると思われますが、そうした点についてはいかがでしょうか。

⇒（事務局）

ご意見の中にもありました通り、今夏の猛暑と少雨により、本市の農産物にも一定の影響がありました。いただいた観点も踏まえつつ、最終案を検討してまいります。

（３）議事第３号

『企業版ふるさと納税に係る効果検証について』

・資料３に基づき、企業版ふるさと納税に関する市の取り組み、寄附の実績、数値目標とその達成状況等について説明し、ご意見を頂戴しました。

［1］ 寄付を充当する事業の決定方法について ［2］ 年度別寄付額の減少傾向について
寄附の充当先となる項目はどのように決まるのでしょうか。何か事業を周知する窓口があり、それに基づいて寄附がなされるのでしょうか。 また、寄付額の推移を見ると、徐々に金額が少なくなっているように見受けられますが、これは制度の周知が少ないためでしょうか。それとも、事業者の業績に応じて減少しているのでしょうか。

⇒（事務局）

寄附は第２期総合戦略の方針に基づく事業項目ごとに受け入れており、寄付をいただく際に総合戦略のどの項目への充当を希望するかを伺いながら、それに沿って充当先を決定しております。

寄付額につきましては、例えば前年に３００万円いただいたところでも、今年は１００万円であった、というような例もあります。税控除の算定等も含めた相手方の事情で変動するものであり、その部分につきましては、企業からのお申し出に基づいて寄附をいただいております。

制度の周知につきましては、これまでも課税に関する通知に制度のお知らせを同封するなど、様々な方法で取り組んでまいりましたが、寄付額が減少傾向にあることは重く受け止めており、ご指摘の通り周知不足であることも認識しておりますので、今後改善に取り組んでまいります。

[1] 企業版ふるさと納税が可能な企業の要件について [2] 坂東市外に本社を有する企業への周知強化について
個人のふるさと納税では、自身が住んでいる自治体には寄附できないという制限がありますが、企業版ふるさと納税では可能なのでしょうか。 また、寄附実績が減少傾向にあるということですので、財源確保の観点からも、本社が坂東市外にある事業所を把握し、そこへの制度周知を強化することにより、寄附件数の増を図ることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

⇒（事務局）

企業版ふるさと納税につきましても、個人のふるさと納税と同様、本社の所在地である自治体には寄附できないという制限があります。これまで寄附をいただいた企業は、全て市外に本社のある企業です。

制度の周知につきましては、個人のふるさと納税と同様に財源確保の面でも重要ですので、いただいたご意見にあります手法も踏まえつつ、寄付額の増に向けて今後もいっそうの取り組みを推進してまいります。

[1] 寄附元の企業について [2] 企業版ふるさと納税制度の周知強化について
事業周知に取り組んでいるとのことですが、周知先全てから寄付があるということではないと思います。どのようなところから寄付をいただいているのでしょうか。 また、個人のふるさと納税では、返礼品目的で自身と全く関係のない自治体に寄付する方が多くいますが、企業版ふるさと納税ではそうした目を惹く情報があまりなく、企業側も寄附しづらい面があると思います。先程もありましたが、市外に本社のある市内の事業所に働きかけることで、相当の寄附を見込めるのではないかと思いますが、いかがでしょうか

⇒（事務局）

寄附をいただいた企業名につきましては、公開を希望なさらない企業も含まれることなどから、この場で具体的に申し上げることができません。ですが例えば、過去に公共交通関係や公共工事関係でお世話になった企業様、市内に事業所をお持ちの企業様、また最近の例では、県西地区の自治体全てに毎年寄附をなさっているという企業様などから、お申し出をいただいております。

制度の周知強化につきましては、いただいたご意見を踏まえ、更なる取り組みを推進してまいります。

６　閉会　（午後３：４０）

・１２月中にパブリック・コメントを実施すること、最終案の審議で来年２月頃に第３回会議を予定しており、日程等の詳細は座長とご相談させていただいたうえで、改めてお知らせすることを司会から申し上げました。